

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 2 2 号

川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号中「第5条の2の8」を「第5条の2の8第1項」に
改める。

第20条に次の1項を加える。

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務
する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育
法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、
心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて
卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又は
これと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児
の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導
を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、
かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下この項及び附則
第9項において「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保
育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を
行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第4項、第6項又は第
7項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受け
ることができる体制を確保しなければならない。

附則第4項中「この項」の次に「及び附則第9項」を加え、「限って」
を「限り」に改め、同項ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項又
は附則第6項若しくは第7項の規定により保育士とみなされる者及び同
条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第8項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附

則第4項、第6項又は前項」を「同条第3項又は附則第4項若しくは前2項」に改め、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、附則に次の1項を加える。

- 9 第20条第3項及び附則第4項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表備考に次の1号を加える。

- (5) 第1号に規定する者については、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に規定する者に

よる支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第8条第1項中「限って」を「限り」に改め、「この条及び次条において」を削る。

附則第9条中「前3条」を「第5条第3項の表備考第5号又は前3条」に、「第5条第3項の表備考第1号」を「同表備考第1号」に改め、「者を」及び「当該」の次に「特定理学療法士等、」を加える。

附則第10条を附則第11条とし、附則第9条の次に次の1条を加える。

第10条 第5条第3項の表備考第5号及び附則第8条第1項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に規定する者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する

知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、
1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行

うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

（川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第4条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第60号）

の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1 人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 6 項中「限って」を「限り」に改め、「この項及び次項において」を削り、同項ただし書中「当該認定こども園」を「、当該認定こども園」に改める。

附則第 7 項の表附則第 3 項の項の前に次のように加える。

第 6 条第 6 項	第 6 条第 1 項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
------------	---------------------------------------	----------

附則に次の 1 項を加える。

- 8 第 6 条第 6 項及び附則第 6 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該認定こども園の保育士の資格を有する者（同条第 6

項ただし書の規定による支援を行う者を除く。) による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「係る改正後の」を「おける満3歳以上満4歳に満たない幼児に係る保育士の数についての川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「条例」という。）」に、「当分」を「令和10年3月31日まで」に、「20人」と、「25人」とあるのは「30人」を「20人」に改め、附則に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める保育所における満4歳以上の幼児に係る保育士の数についての条例第20条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「25人」とあるのは、「30人」とする。

(川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「係る改正後の」を「おける満4歳以上の園児に係る職員の数についての川越市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「条例」という。）」に、「30人」と、同表第2号中「15人」とあるのは「20人」を「30人」に改め、附則に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、市長

が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める幼保連携型認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児に係る職員の数についての条例第5条第3項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表第2号中「15人」とあるのは、「20人」とする。

(川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第31条第1項」を「（以下この項及び次項において「条例」という。）第31条第1項」に改め、「保育従事者をいう」の次に「。以下この項及び次項において同じ」を加え、「（同条例）を」（条例）に、「同項」を「条例第31条第1項」に、「に係る改正後の同条例（以下「新条例」という。）」を「（次項において「小規模保育事業所A型等」という。）における満3歳以上満4歳に満たない児童に係る保育士又は保育従事者の数についての条例」に、「当分の間、新条例」を「令和10年3月31日までの間、条例」に「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」を、「20人」に改め、附則に次の1項を加える。

3 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、市長が保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める小規模保育事業所A型等における満4歳以上の児童に係る保育士又は保育従事者の数についての条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、当分の間、条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは、「30人」とする。

(川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 川越市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第1条」を「（以下この項及び次項において「条例」という。）第1条」に、「）に係る改正後の」を「同項において同じ。）における満4歳以上の園児に係る職員の数についての条例」に、「「30人」と、同表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「15人」とあるのは「20人」を「、「30人」に改め、附則に次の1項を加える。

3 教育及び保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、市長が教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認める認定こども園における満3歳以上満4歳未満の園児に係る職員の数についての条例第5条第1項の規定の適用については、令和10年3月31日までの間、同項の表満3歳以上満4歳未満の園児の項中「15人」とあるのは、「20人」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。